「消費税再考~非課税取引を中心として~」

名古屋青年税理士連盟研究部

# < 論 文 >

はじめに	
総論 消費税における非課税	3
各論	1 0
総括	2 9
おわりに	3 2

#### I はじめに

# 1 今後の消費税のあるべき姿

日本国憲法は第14条において、平等の一般原則として「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めており、租税法における基本原則である応能負担原則がこれに当たる。また負担能力とは、経済的負担能力のことであり、一般的に所得・財産・消費の3つが挙げられる。応能負担原則では、垂直的公平と水平的公平について考える必要がある。これまでは、垂直的公平とされる所得は担税力の尺度として優れているとされてきたが、水平的公平とされる消費は逆進的になりやすいことから担税力の指標に選ばれることに疑問が投げかけられてきた。それ故に消費税は、所得税や資産税といった担税力に優れた税制に補完的に組み合わせることが望ましいとの意見もある。近年、社会情勢や経済状況、国の財政状態、人口問題など、税制を取り巻く環境は様々に変化しており、これらの要因に対応する形で、税制もまた変化していくべきものと考えられる。

わが国の所得税法は包括的所得概念と呼ばれる考え方を採用しており、この概念においては一時的に集中して発生する所得も課税ベースに含まれる。そのため所得を長期間にわたって発生するものとしてとらえた場合、暦年で区切ることで所得は変動してしまうことから、累進税率をもつ所得税の下では不公平をもたらす結果となる。この問題を解決する方法としては、担税力の測定期間を短い期間に限定せず長い期間で出来る負担能力を組み合わせることが挙げられる。それができるのは恒常的な指標、つまり生涯支払い能力である消費を担税力の指標としてとることである。人の一生を一会計期間とするならば、生涯所得の制約の下で最適な消費配分が行われるはずであり、それ故に消費支出に課税することは、それぞれ個人の生涯支払い能力に応じて課税することになり、生涯消費支出における個人差を相続税で補完することにより課税の公平に繋がると考える。

少子高齢化が加速度的に進んでいる現在、安定財源の確保、社会保障制度の維持、悪化した財政の再建などの観点からも、消費税は今後さらに重要性を増してくると考えられる。 所得税による垂直的公平の課税と消費税による水平的公平の課税を、時代に適した取り入れ方をすることにより、経済状況や人口問題等を踏まえた上で課税の公平となる税制の構築を実現しなければならない。

平成 29 年度当初予算における税収は、所得税が 17.9 兆円、法人税が 12.3 兆円、消費税 が 17.1 兆円となっており<sup>1</sup>、消費税は平成元年の導入以降、基幹税として定着しつつある。 平成 31 年 10 月から消費税率 10%への引上げが予定通り実施されれば、消費税は基幹税と

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 財務省HP内「平成 29 年度一般会計歳出・歳入の構成」(http://www.zaisei.mof.go.jp/[最終確認日:2017年9月14日])参照。

してさらに主要な位置を占めていくであろう。時代の変化に的確に対応し、確固たる基幹 税としてあり続けること、これこそが今後消費税のあるべき姿ではないのであろうか。

## 2 非課税取引の検討

民主主義国家における税制の在り方として重要なことは、いかに国民の納得が得られる税制にするかである。所得税が中心であった日本の税制において、はたして現行の消費税の制度設計は、確固たる基幹税としてあり続けるだけの信頼性を持っていると言えるのであろうか。消費税制に対する現状は、国民からの信頼を得る努力がなされているとも、制度の透明化が図れているとも、いずれも言えないのが現状ではないか。最も問題であると言える点は、消費税の特例規定の一つである非課税規定の存在である。非課税規定とは、本来は課税の対象である取引を、あえて非課税取引として規定したものである。非課税取引が存在することにより、消費全般に広く公平に負担を求めるという消費税の性格を歪め、税制を複雑化させている。この非課税取引の存在意義とは何であろうか。

消費税の中立性、簡素性を高め、国民からの信頼性、制度の透明性を向上させるにはどうしていくべきなのか。消費税における公平とは何か。消費税を確固たる基幹税としてあり続けるためには、どのような制度でなければならないか。国民が納得できる制度に基づき税が徴収されることが民主主義の根幹である。非課税取引の問題は、「消費税とは何に対する課税なのか」という問題と、消費税の肝である「仕入税額控除」の問題、この二つが交錯する非常に難しい問題である。これらのポイントを踏まえて消費税における非課税取引を検討する。

#### Ⅱ 総論―消費税における非課税―

# 1 わが国の消費税

消費税法では、国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入、保税地域から引き取られる外国貨物を課税の対象としている(消税4条1項、2項)。ここにいう資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供と定義されている(消税2条1項8号)。課税の対象を特定の物品やサービスに限定していない点で、資産の譲渡等は、課税ベースが広く設定されている。これらから、課税対象取引とは、①国内において②事業者が③事業として対価を得て行われる④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供、ということができる。

税額の計算においては、仕入税額控除が採用されており(消税30条1項)、税負担の累積を排除し中立公平な税制度として消費税は設計されている。

「すなわち、わが国の『消費税』は、(中略)原則としてすべての物品とサービスの消費に『広くうすく』課税することを目的とするもので、①国内において事業者が行う資産の譲渡等(国内取引)、および、②保税地域から引き取られる外国貨物(輸入取引)に対して課税されるが、EU型附加価値税の場合と同様に、税額算定の仕組みとしては、仕入税額控除法が採用されている」<sup>2</sup>。

神戸地方裁判所では、「消費税法は、消費に広く薄く負担を求めることを目的とするもので、原則としてすべての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税の対象とし、生産、流通、販売などの全段階において、他の事業者や消費者に財貨やサービスの販売、提供などを行う事業者を納税者としてその売上げに対して課税を行う、いわゆる多段階課税方式を採用している間接税であり、その税負担は、他のコストとともに販売価格に織り込まれることで、最終的には消費者に転嫁されることが予定されているものである。」3と判示されている。

わが国の消費税法は、税の転嫁について明記がないことから、転嫁の保証が法的に担保 されておらず、事実上の問題となってしまっている。しかし、条文構成から見て、また消 費税が間接税であることから、制度として税を転嫁することを予定していると法的に理論 づけることが可能であると思われる。

#### 2 消費税制度の導入

新しい方式の間接税を導入するにあたり昭和63年4月税制改革についての中間答申(以

<sup>2</sup> 金子宏『租税法 [第22版]』(弘文堂・2017年)734頁。

<sup>3</sup> 神戸地判平成 24 年 11 月 27 日税資 262 号 12097。

下「昭和63年中間答申」という)では、次のような基準を考慮して間接税の諸類型の検討がされた。

- (1) 消費に薄く広く公平に負担を求めるものであること。
- (2) 簡素で分かりやすく、取引慣行にも配意したものであること。
- (3) 納税者、税務関係者の事務負担に配慮したものであること。
- (4) 産業経済に対して中立的であり、また、国際的な摩擦を招かないものであること。また、昭和63年中間答申の検討では、前述の基準に加え、「財貨のみならずサービスをも含め消費支出<sup>4</sup>に広く薄い負担を求めることを基本的な視点とし、さらに、納税のための事務負担が特定分野に偏ることのないように配慮する」と述べられている。検討の結果、「望ましい間接税のあり方としては、多段階課税、即ち事業者による財貨の販売やサービスの提供の各段階の売り上げに対して課税を行い、各事業者がその税額を財貨・サービスの価格に上乗せることとし、最終的には消費者に負担を求めるという方式が適当である」とし、取引高税(売上税)ではなく公平・競争中立性の観点から付加価値税が望ましいとしている。また、「産業経済に対する中立性の確保重視する観点に立つて、課税の累積を排除するために仕入に課された税額を控除する方式[累積排除方式]」、いわゆる仕入税額控除方式の検討が行われている。

このようにしてわが国の消費税法は、広く薄く課税ベースを確保することを目的とする付加価値税の性質をもった「多段階一般消費税」と、税の累積を排除するための「仕入税額控除」という2つの重要な仕組みを採用するに至った。消費税法は、このような方法を採用していることから付加価値に担税力を見出して課税する制度であると考えられる。

## 3 課税取引

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 谷口勢津夫「課税対象取引—納税義務者の検討も含めて」日税研論集70号(2017年)218-219頁 「消費」と「消費支出」については、次のように述べられている。

<sup>「</sup>我が国における一般的な消費課税をめぐる議論には長い歴史があるが、昭和63年12月に成立した消費税法(昭和63年12月30日法律第108号)の直接の基礎となったのは、昭和63年4月の税制調査会「税制改革についての中間答申(以下では「昭和63年中間答申」という)であった。この答申は、「所得・消費・資産等の間で均衡がとれた安定的な税体系を構築することを目指す」(8頁)としながら、「所得課税、消費課税の特徴を踏まえると、これからの税制を考えるに当たつては、消費を基準として広く薄く負担を求める間接税の役割について、より積極的に評価することが必要である。」(34頁)と述べ、「消費に広く薄く課税する消費税制度の導入」(1頁)を提言した。この答申にいう間接税は、消費税法と合わせて成立した税制改革法(昭和63年12月30日法律第107号)では、「消費に広く薄く負担を求める消費税」(10条1項)と規定している。

消費税のこのような性格づけを理論的に展開していくと、消費税法においては、消費の対象となり得る物品及びサービスの「消費」をすべて包括する「法技術」をもって、消費税の課税対象を定めるべきであった、ということになろう。そのような課税対象こそが、消費税の真の意味における課税対象(real object of taxation)であるといえよう。しかし、消費税法は、消費の対象となり得る物品及びサービスに係る「取引」を課税対象とする租税として、消費税を構成したため、消費税法上の課税対象は、真の意味における課税対象とは乖離したものになっている。」

前述のように消費税は、「消費」を捉えるにあたり、「取引」に伴う「消費支出」に着目している。条文では、これを「国内において事業者が行った資産の譲渡等」であるかどうかによって判断をしている。そこで、「資産の譲渡等」とは、一体どのようなものか考える必要がある。

「資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付及び役務提供をいう(法 2 八)が、ここでいう資産は、取引対象となる一切の資産であり、棚卸資産、固定資産のような有形のものだけに限定されず、権利その他無形資産が含まれる(消通 5-1-3)。資産の譲渡等は、相手方を限定するものでないから、個人事業者が生計を一にする親族に対して資産の譲渡等を行った場合は事業として行われる限りは課税対象になる(消通 5-1-10)。資産の譲渡は、資産について同一性を保持しつつ他人に移転させること(消通 5-2-1)をいうとされている」5。

## 4 非課税規定

前述のように消費税法は、課税ベースを広く薄く捉えることを目的としていることから、 非課税規定の制定は極めて限られたものであることが望ましい。 昭和 63 年中間答申では、 「(イ) 消費税としての性格上課税対象とすることになじみにくいもの、(r) 社会政策等の 特別の政策的配慮に基づくもの、(ハ) 現行の個別間接税との関係に配慮するものに大別で きよう」(44 頁) としており、現行では下記の通りに分類される。

「国内取引として行われる資産の譲渡等のうち、①土地の譲渡・貸付、②有価証券・支払手段等の譲渡、③金融・保険取引、④国が行う郵便切手・印紙・証紙等の譲渡、⑤物品切手等(商品券・プリペイドカード等)の譲渡、⑥国・地方公共団体等が法令に基づき手数料その他の料金を徴収して行う登記・検査・裁判等一定の役務の提供、⑦外国為替業務等にかかる役務の提供等は、その性質上消費税になじまないとの理由から、非課税とされており、また、⑧各種の公的な医療保障制度に基づく療養・医療等、⑨社会福祉事業・更生保護事業、⑩助産、⑪埋葬料・火葬料、⑫身体障害者用物品の譲渡等、⑬一定の学校の授業料、入学金、施設設備費および入学・入園検定料にかかる役務の提供、⑭教科用図書の譲渡、⑮住宅の貸付は、特別の政策的配慮から非課税とされている(6条1項・別表第1)。」6

非課税規定は、何度もその範囲の見直しが行われ制定当初から増え続けている。消費税 法の目的からすれば、非課税規定の制定は限定すべきものであるはずだが、逆行する流れ ができている。非課税規定は、消費税法の重要な制度である仕入税額控除制度の目的にも 大きく影響する。「前段階税額控除制度は付加価値税制の「核心」「本質」といってもよい

<sup>5</sup> 山本守之「課税対象取引と課税対象外取引」目税研論集30号(1995年)116頁。

<sup>6</sup> 金子宏『租税法 [第22版]』 (弘文堂・2017年) 741-742頁。

ものであるが、非課税(免税)取引にはこの前段階税額控除制度が適用されないため、付加価値制度の最大のメリットが失われると同時に様々な不合理を生み出すことになる」<sup>7</sup>。 次項においては、非課税規定が消費税に及ぼす弊害についてみていくこととする。

## 5 非課税取引が生み出す不公平と歪み

わが国では、消費税が導入される以前は、「個別消費税の体系を採用し、課税対象と税率の異なる多数の個別消費税を採用していたため、制度が複雑であった。また、課税物品の選定が首尾一貫性を欠いていたほか、個人最終消費支出総額の約半分を占めるサービス支出の大部分が課税の対象からもれていた。そのため、わが国の消費税制度は、消費中立性を欠く不合理な制度であった」®。そこで、課税の三原則である「公平、中立、簡素」を踏まえつつ、消費支出に対し、広く薄く負担を求めることを目的として現行の消費税制度が導入された。消費税が導入される以前まで採用されていた個別消費税の一つである旧物品税は別表に掲げる物品に限定して課税するものであるのに対し、消費税は非課税となるものを限定し、それ以外のものは課税の対象となりうるとする点で、課税ベースを広く確保しようとしたことがうかがえる。導入の目的上、本来ならば課税ベースを広く確保する必要があることから、非課税取引のような課税ベースを狭めてしまう「特例」を設けることは好ましくない。

「課税ベースについては消費税導入以後の改正で非課税取引の範囲が拡大していく傾向が見られ、この点は現行制度の問題点としてとらえられる。」。との指摘があることは注意が必要であろう。非課税取引は限定列挙されており、国内において行われる資産の譲渡等で非課税となる取引は 15 項目、輸入にかかる外国貨物で非課税となる品目は7品目ある。これらは消費税導入当初に規定されたもの及び平成3年度改正により追加されたものであり、平成3年度改正により非課税の範囲が拡大し追加されたことを最後にその後非課税の範囲は拡大していないように思われる。ところが、国内において行われる資産の譲渡等のうち非課税と規定されている 15 項目は細分化されており、この細目が増加することで事実上非課税の範囲が拡大している。

非課税取引が拡大してしまうのには、「3つのパターン<sup>10</sup>」が見られる。第一は他の法改正・新設であり、第二は商品や技術の開発・発達である。これらについては時代の変遷に応じてある程度はやむを得ないというべきものかもしれない。第三は、同等性・類似性を根拠として非課税取引が追加されるパターンであり、最も大きい問題といわれている。こ

<sup>7</sup> 三木義一「課税対象取引と課税対象外取引」日税研論集30号(1995年)197頁。

<sup>8</sup> 金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』 (有斐閣・2010年) 374頁。

<sup>9</sup> 佐藤英明「消費税の軌跡―導入から現在まで」日税研論集70号(2017年)19頁。

<sup>10</sup> 佐藤英明「消費税の軌跡―導入から現在まで」日税研論集70号(2017年)19頁。

のパターンは明確な基準があるわけではなく、いわゆる法律の類推適用のように、当初規定された非課税取引と同等・類似という取引を、客観性に乏しい根拠で非課税取引に加えてしまう。このように客観性に乏しい根拠によって非課税取引の範囲を拡大していくことは、類推適用の要領で非課税取引に加えられた、いわば亜流の非課税取引を本来の非課税取引と同視し、亜流の非課税取引から更なる亜流の非課税取引を生み、雪だるま方式で非課税の範囲が拡大していくことが懸念される。この問題について佐藤英明教授は「別表に定められた非課税取引のうち、特に社会政策的配慮から設けられている非課税取引については、(中略)『一定の基準』を明記し、(中略)個々の取引との均衡や類似性ではなく、常に同一の『一定の基準』に照らして判断する枠組みが作られるべき」11としている。

また、金子宏名誉教授は、課税ベースを広く確保することで消費税制度の簡素性の維持、中立性の維持をする必要性があることから非課税措置の拡大は行うべきではなく、むしろ非課税措置を再検討することで課税ベースの拡大の可能性を探ることが必要であると提唱している<sup>12</sup>。

## 6 仕入税額控除が制限されることによる価格転嫁や事業者負担

消費税法では、国内において事業者が行った資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものを非課税とし、それ以外のものを課税資産の譲渡等としている。次に、課税資産の譲渡等とされたもののうち、輸出取引等に該当する一定のものについては消費税を免除、つまり0%課税としている。これらの各取引のうち0%となる課税取引と非課税取引については、資産の譲渡等の観点からみれば実質的に消費税を納付することにはならず一見同様の処理がなされているようにも見える。しかし、仕入税額控除の観点からみると、0%課税売上に要する課税仕入れについては仕入税額控除をすることができるのに対し、一方の非課税売上に要する課税仕入れについては仕入税額控除をすることができない。

現行の消費税法では、多段階課税で消費税を最終消費者に負担させられるように、また税の累積が起こらないようにするため、税の転嫁が正常に機能するように前段階控除方式がとられている。各段階の付加価値だけを課税ベースに取り込む仕組みを担保するものが、仕入税額控除(前段階税額控除)と転嫁である<sup>13</sup>。ところが、流通、生産の過程で非課税取引が介在すると税の累積を起こしてしまい、正常な税の転嫁ができなくなるという歪みを生じさせてしまうのである。付加価値税は、仕入税額控除と転嫁の仕組みから、各取引段階において同一事業、同一形態で流通している企業間で税額が異なるということがなく、

<sup>11</sup> 佐藤英明「消費税の軌跡―導入から現在まで」日税研論集70号(2017年)22頁。

<sup>12</sup> 金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』 (有斐閣・2010年) 392 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 村井正「消費税法上の非課税取引は全廃か、課税選択権か―最善策が無理であれば次善策を―」税研 173号 (2014年) 17頁。

競争中立性が維持されるという点でメリットがある。ところが、非課税取引を途中に介することで、その付加価値税最大のメリットが失われてしまうのである。

非課税取引の存在は付加価値税のメリットを奪うだけでなく、税の累積から派生して更なる歪みを生じさせてしまう。非課税取引を途中に介することで生じる税の累積を回避するため、生産から最終消費者に至るまでの各工程を自己供給しようとする事業の垂直的統合が促進され、内製化が起こりやすい。また、税額控除をすることができないことを避けるため、非課税取引を扱う企業が排斥されたり、仕入先を選択する自由が阻害されたり、非課税でないもので代替しようとしたりするなど、生産・流通段階における経済活動の歪みをもたらしてしまう。

非課税取引は輸出入取引についても影響を及ぼす可能性がある。輸出入取引については、消費地において物品やサービスの消費税が課されるようにするため、輸出取引については免税、輸入取引については課税とされている。しかし、輸入取引の前段階に非課税取引が介在すると、その非課税取引により生じる税負担相当額は輸出側の国に納められることになり、国をまたいで転嫁されてしまう。つまり、税の累積が多国間に渡り生じてしまい、消費地課税主義の原則が崩壊する可能性がある。これを回避するため、輸入国は前段階で非課税取引が介在しないように前述の垂直的統合や代替方法を考える可能性があり、輸出製品の製造に係る仕入れに非課税取引を含む企業の国際競争力低下を招くことが懸念される。非課税取引は中立性も損なわせる存在となってしまっている。

また、非課税取引は納税額の計算構造を複雑化させており、その計算構造自体についても欠陥を抱えている。納税額の計算において、個別対応方式を用いる場合には、課税取引に要する仕入税額の全てと、課税取引・非課税取引に共通して要する仕入税額に対し課税売上割合を乗じて得た額について仕入税額控除がされる。一括比例配分方式を用いる場合には、仕入税額の全額に対し課税売上割合を乗じて得た額について仕入税額控除がされる。納税額の計算において課税仕入れの売上ごとの区分と課税売上割合の算定を要することは、納税者にとって煩雑である。さらに、課税売上割合を用いた計算は簡便的なものであり、理論的には不完全なものと言えるため、場合によっては課税取引として取り扱う場合よりも重たい税負担が生じるケースもある<sup>14</sup>。これは、非課税規定を設けた本来の趣旨にはそぐわない結果となってしまう。

非課税売上を行う事業者は、控除できなかった消費税相当額を価格へ転嫁することになる。しかし、そうした場合には最終消費者への負担を増大させ非課税売上となる価格に転嫁された税額相当が上乗せされたことになり、非課税取引としている意味を無くしてしまう。だからと言って、控除できなかった税額相当を価格に転嫁しなかった場合には最終消費者ではなく、その非課税売上を行った納税者が税コストとして利益を圧縮せざるを得ず、

<sup>14</sup> 南竹一成「転嫁される控除対象外消費税額の不合理に関する研究—マンション賃料に関する租税転嫁の実証研究を中心に—」納税協会連合会 税に関する論文入選論文(2014年)50 頁参照。

公平な課税が損なわれることになる。いずれの場合でも、非課税という取引が介在することで公平、中立、簡素であるべき消費税課税に歪みを生じさせることになってしまう。このような歪みを是正しないままで消費税率の引上げが行われれば、その引上げ度合いが大きくなればなるほど逓増的にその歪みは大きくなってしまう。

次章以降では、消費になじまないものとして非課税とされているもののうち「金融取引」 「保険取引」「土地取引」、また政策的配慮から非課税とされているもののうち「医療」「教 育」「住宅の貸付け」に焦点をあて、各項目が抱える問題について検討する。

#### Ⅲ 各論

- 1 税の性格上なじまないもの
- (1) 金融取引における非課税の妥当性

## ① 非課税の問題点

消費税法上、金融取引に関しては「消費税としての性格上課税対象とすることになじみにくい」<sup>15</sup>という理由により、手数料等を除き非課税取引とされている。しかし、金融取引を非課税として取扱うことは、税制上及び経済取引上において様々な歪みを生じさせることにつながりかねない。非課税の問題点は総論において述べたところであるが、これを金融取引においてあてはめると次のような一例が挙げられる。

金融機関は売上の多くが非課税であるため、仕入税額控除遮断によりコストとして多額の消費税負担が発生する。金融機関は、この負担を価格に転嫁するかそのまま自社の負担とするかを選択することになるが、企業経営上は当然そのコスト負担を考慮して価格を設定することになるだろう。ここで金融機関の売上を貸出利息とした場合、その利息は非課税であるものの、金融機関は消費税コストを織込む。借入れを行う企業は、消費税コストが織込まれた支払利息を原価として商品の価格を設定することになるから、その商品に消費税が課されれば税の累積が生じることになる。

数値例を挙げてみよう。金融機関に限らないが、事業者間取引において、生産・流通の中間段階で非課税取引が介在した場合を想定する。売上が非課税である事業者が 108 円(消費税 8 円)で仕入を行い、100 円の利益を乗せて次の事業者に販売しようとすると、8 円の仕入税額控除ができないため、販売価格は 108 円+100 円=208 円(非課税)になる。この企業から仕入を行った事業者が、同じく 100 円の利益を乗せて最終消費者に販売する場合、208 円の仕入は非課税であるため、308 円(208 円+100 円)×1.08=332 円という販売価格になる。非課税取引が介在しなかった場合には、324 円となったはずであるから、非課税取引がもたらす歪みは顕著である。

市場経済における金融取引の規模を考えれば、その及ぼす影響は広範である。消費税率 が低いうちはそれほど問題が顕在化されないが、今後税率が上がっていくと大きな問題に 繋がる可能性があるだろう。

金融取引における非課税について、課税対象としてなじみにくいものという理由で現状維持を続けていくことははたして妥当なのであろうか。そもそも、なじみにくいとはいかなることなのか。現行の取扱いを付加価値の有無といった観点からその妥当性を検討して

<sup>15</sup> 税制調査会「税制改革についての中間答申」(昭和63年4月)44頁。

いきたい。

#### ② 金融機関の付加価値

消費税法は、「消費」「付加価値」といった概念を用いず、「資産の譲渡等」を基礎として体系を構築している。より具体的には消費税法上、「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する」(消税4条1項)とされ、「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう」(消税法2条1項8号)とされている。金融機関は、金銭貸借の場合、資金の借手と貸手と窓口業務等により、資金に余剰のある経済主体から、資金を必要としている経済主体へと結びつける役務を行っており、これは役務の提供の一つと考えられる。役務の提供であれば、そこには付加価値が生じるはずである。

金融機関が行っている経済活動は非常に多岐にわたっているが、ここでは銀行の基幹業務の一つである金融仲介サービスについて論じていきたい。「金融仲介サービスとは、預金サービスと貸付サービスを行うことにより、資金の運用を考えている預金者と、資金の借入を考えている借手を結びつけるサービスである」<sup>16</sup>。資金の借手が銀行からサービスを受けているのは容易に想像できるが、預金者も銀行からサービスを受けていることに注意が必要である。すなわち、預金者は銀行を介さずとも直接資金の運用をすることは不可能ではないところ、銀行を介すことにより容易に資金の運用が可能となり便益を受けているのである。

したがって、銀行は預金利息と貸出利息の差額(いわゆる利ざや)を収益としているが、この預金利率と貸出利率の差分には金融仲介サービスの対価が含まれていると考えられる。金融仲介サービスの詳細を、経済学やファイナンス理論で用いられる金銭の時間的価値にあたる利率を市場利子率として検討する。銀行の利子にリスクプレミアムが含まれていないとの仮定のもとでは、貸出利率と市場利子率との差が貸付サービスの付加価値であり、市場利子率と預金利率との差が預金サービスの付加価値である。

具体的な数値例をあてはめてみる。いま、貸出利率が 12%、預金利率が 7%、市場利子率が 10%であるとしよう。借手に対するサービスの付加価値が 12%-10%=2%であり、預金者に対するサービスの付加価値が 10%-7%=3%となる。銀行の付加価値は 5% (12%-7%) であるが、これは借手と預金者に対するそれぞれの付加価値の和 (2%+3%) なのである17。このように理論上は両サービスの付加価値をそれぞれ把握することができる。しかし現実には市場利子率をいくらとするか確定できないため、付加価値を具体的に算定するのは困難である。また、仮に市場利子率を定めたとしても、銀行が個別の

<sup>16</sup> 市澤正昌「金融機関に対する付加価値税の検討」租税資料館第22回入賞作品(2013年)23頁。

<sup>17</sup> 中里実『金融取引と課税』(有斐閣・1998 年)249 頁-250 頁、渡辺裕泰『ファイナンス課税[第2版]』(有斐閣・2012 年)11-12 頁参照。

取引でいくらの利益を得ているか、内部情報を開示することになるため、やはり付加価値 の額を明確にすることは容易ではない。

また、実際の銀行の利子は、①金銭の時間的価値と、②金融仲介サービス提供の対価としての手数料に加えて、③さまざまなリスクに対する報酬ないしプレミアムの要素が含まれている。ここで①の金銭の時間的価値とは、前述の市場利子率である。市場利子率が10%であるとき、現在の100円と1年後の110円は等価であり、市場利子率は異時点間における等価交換を可能にする修正項目に過ぎず、そこに付加価値は生み出されない<sup>18</sup>。③のリスクプレミアムについても、貸倒れリスクをカバーするものであり、確率的に計算された移転と言えるものであるから付加価値は生じない<sup>19</sup>。利子には金銭の時間的価値のみならず、リスクプレミアムも含まれ、金融仲介サービス部分の付加価値を明確にすることが難しいという側面があることが、金融機関に対する消費税の課税をさらに難しくしている<sup>20</sup>。利子は現行「なじまない」として非課税になっているが、「なじまない」というよりは、付加価値部分を取引ごとに確定・評価するのが難しいという課税技術上の問題であると言えるだろう<sup>21</sup>。

いずれにしても、銀行における金融仲介サービスには、付加価値に該当するものが含まれていると考えられるため、利子を対価とする貸付金等の全てを非課税としてしまうことは、理論的には誤りである。

## ③ 課税方式

金融取引の中には、前述の金融仲介サービスのように金融機関が生み出す付加価値が存在することが明らかである。その一方で、金融サービスに含まれる銀行の付加価値を抽出する必要性が出てくるが、銀行の付加価値を個別取引ベースに分解する作業は技術的に困難であるという側面がある<sup>22</sup>。このような性質を持つ金融取引に対して、どのような対応方法が考えられるのであろうか。ここでは諸外国の例から、ニュージーランドとEUの対応を、また、金融機関の付加価値に課税することを目指す理論的な方式の中から、キャッシュフロー方式と修正リバースチャージ方式についてみていくことにする。

#### (a) ニュージーランドの課税方式

まず、非課税項目を少なくしたニュージーランドの税制において、金融取引がどのように扱われているかをみていきたい。ニュージーランドの消費税(Goods and Servi

<sup>18</sup> 中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』 (有斐閣・1999年) 24 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』(有斐閣・1999 年)25-26 頁、日下文男『金融取引をめぐる所得課税と消費課税』(税務経理協会・2013 年)235 頁参照。

<sup>20</sup> 渡辺裕泰『ファイナンス課税[第2版]』(有斐閣・2012年) 13-14 頁参照。

<sup>21</sup> 辻美枝「非課税取引(1)-金融取引等」日税研論集70号(2017年)274頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 鈴木将覚「VAT における金融サービス課税」みずほ総研論集 2009 年 II 号 (2009 年) 37 頁参照。

ce Tax、以下「GST」)は、非課税項目を極力絞り込み、医療サービスや教育サービスといった項目も課税売上げとして広い課税ベースを確保している $^{23}$ 。ニュージーランドのGSTでは2005年1月から、税の累積を防ぐために企業向け金融サービスに対する0%税率が適用された。その適用に関しては、「0GST登録を行っており、2総売上の75%が課税売上である企業に限られる。この基準を満たさない企業向け金融サービスや消費者向け金融サービスに対しては非課税措置が適用される。こうした課税は、ゼロ税率の適用企業と非適用企業を適切に分けるためのコンプライアンスコストが高いことや、ゼロ税率の非適用企業において税の累積が残ること等が欠点として指摘されている。」 $^{24}$ という点に留意が必要である。企業向けに0%税率を適用することで税の累積を排除する効果は得られるが、すべての企業ではないことや消費者向けの非課税をどう考えるかという課題を残している。ニュージーランドのGSTにも問題点が存在しており、評価される点はあるものの万能な制度とは言えないであろう。

#### (b) EUの課税方式

EUでは、付加価値税に非課税取引項目を設定しているものの、非課税取引に対応する 仕入税額控除ができないという弊害が問題視され、その解消、軽減の取り組みがされてい る。その中の一つとしてEU加盟国では、域内の付加価値税制度の共通ルールを定める指 令 (2006 年付加価値税指令 137 条 1 項) により金融取引及び不動産取引に、オプションを 付与することのできる「オプション制度」が認められている。オプション制度とは、事業 者間取引についてある特定の非課税取引に限り、この取引を行う事業者に非課税売上げを 放棄できる権利 (オプション) を認めるという制度である。これにより、該当の事業者は、 オプションを行使した取引に対応する仕入税額を控除することが可能となるのである。ド イツ等の国々では、付加価値税指令に基づき、金融取引と不動産取引に、非課税売上を放 棄できるオプション権利を認めている。これは金融取引の取引金額が大きく、仕入れにお ける経費も多額になること等の理由からであろう。しかし、オプション制度はこの制度を 利用した租税回避の可能性があるという問題点を抱えている<sup>25</sup>。

#### (c) キャッシュフロー方式

キャッシュフロー方式とは、金融取引にかかるキャッシュフローにもとづいて課税する 方法である。キャッシュの流入があったときは、その総額を課税の対象とし、キャッシュ の支出があったときは、同様にその総額を仕入税額控除の対象とするものである。

預金者と金融機関との関係では、預金者が預入を行ったときに、預金者はその預入金額

<sup>23</sup> 西山由美「非課税範囲等の再検討」税研 167 号 (2013 年) 40 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 鈴木将覚「VAT における金融サービス課税」みずほ総研論集 2009 年 Ⅱ 号 (2009 年) 53-54 頁。

<sup>25</sup> 西山由美「非課税範囲等の再検討」税研 167 号(2013 年)40-41 頁参照。

(元本)に対して消費税を支払う。金融機関は預金と消費税を受け取る。預金に対して利子が支払われる場合には、預金者は利子と消費税を受け取り、金融機関は同額を支払う。また、預金の払い戻しが行われるときも、預金者は払戻し額と消費税を受け取り、金融機関は同額を支払うことになる。

金融機関と借手の関係においても課税方法は同様であり、金融機関は貸付け時に元本とその消費税を支払い、借手は同額を受け取る。また、返済時には金融機関は元本と利子とその総額にかかる消費税を受け取り、借手は同額を支払うことになる。

このように、キャッシュフローの総額に課税していくことにより、最終的に金融機関の付加価値のみに課税することが可能となる。

しかし、この方式には次のような問題点がある。第一に、企業が借入れを行う場合、消費税が上乗せされることで、一時的ではあるにしても企業は消費税を含めた金額の資金調達が必要になり、資金調達の条件に影響を与える可能性がある。第二に、前述のように、金融機関に対しては付加価値への課税を実現できたとしても、借手、預金者への課税は適切とは言えない。預金者は消費税の過少負担となっており、逆に借手は過大負担になっている<sup>26</sup>。

#### (d) 修正リバースチャージ方式

最後に修正リバースチャージ方式について簡単に概観する。修正リバースチャージ方式は、キャッシュフロー方式と同様にキャッシュの流れに課税するものであるが、元本には課税せず、利息のみを課税の対象とする。ここで金融機関の貸出先が消費者である場合、消費者の税負担は貸出利率全体にかかる消費税となり、ここには金融機関のマージンのみならず預金利率にかかる消費税も含まれるため、借入れをする消費者の税負担は過大となる。そこで預金者への支払利息にかかる消費税分をリバースチャージにより控除し、その分を貸出先の消費税から控除しようとするのが修正リバースチャージ方式である。この方式により借手の過大負担を調整することはできるが、金融機関の事務負担が増大することなどの問題点も挙げられる27。

#### ④ まとめ

これらの課税方式をはじめ、金融機関に対する消費税の課税方法はいくつかあるものの、

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 鈴木将覚「VAT における金融サービス課税」みずほ総研論集 2009 年 II 号 (2009 年) 49-51 頁、沼田博幸「保険取引に対する消費課税について-損害保険に対する課税を中心として-」会計論叢 6 号 (2011 年) 29-31 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 鈴木将覚「VAT における金融サービス課税」みずほ総研論集 2009 年 Ⅱ 号 (2009 年) 55-58 頁、沼田博幸「保険取引に対する消費課税について-損害保険に対する課税を中心として-」会計論叢 6 号 (2011 年) 32-34 頁参照。

それぞれに課題があり、導入は容易ではない。しかしながら、種々の課題があるにしても、 金融取引をこのまま課税技術上の問題等を理由として非課税としていくべきではない。な ぜなら金融取引は経済的なインパクトが大きく、非課税が引き起こす税負担の歪みは看過 できないのみならず、消費税制への信頼性に関わる根本的な問題だからである。預金者、 金融機関、借手に適切に消費税が課税されるべく、金融取引の非課税範囲は縮小が望まし い。より具体的には、事業者のコンプライアンスコスト等に配慮しつつ、金融機関の付加 価値部分を合理的な範囲まで把握して、消費税を課していくことが求められるのではない だろうか。

(2) 保険取引における非課税の妥当性

#### ① 非課税の問題点

保険料について消費税法は第6条別表第1第3号において「保険料を対価とする役務の 提供(当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分 して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料(当該費用の額に 相当する部分の金額に限る。)を対価とする役務の提供を除く。)」と定めている。

カッコ書きの部分は「施行令 10 条 2 項に列挙している厚生年金基金などの資産運用について、信託銀行が受け取る年金信託の信託報酬が課税されるということとのバランスから、保険料についても一定のものについて事務的経費部分を非課税から除く、つまり課税としたもの」<sup>28</sup>である。

保険金は消費税法基本通達5-2-4において「保険金又は共済金(これらに準ずるものを含む。)は、保険事故の発生に伴い受けるものであるから、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する。」として不課税取引として扱われる。

保険料は、「消費税としてのこの税の性格上本来課税対象とすることになじみにくいものであり、課税対象から除外することが適当である。」<sup>29</sup>との理由で非課税項目として取り扱われることとなった。しかし、「保険契約者は、個人であるか事業であるかを問わず、保険に加入することによって、安心感とか安全という目に見えないが広い意味での役務の提供を受けているのである。したがって、その対価である保険料の支払いに対して消費税を課すことには、理論上の障害はないと思われる。」<sup>30</sup>との考えや、また、「こうした取扱いに対しては、①税のカスケード(累積)が発生する、②金融機関において自家調達バイアスが生じる、といった批判があり、何らかのかたちで金融機関の生産する付加価値を消費税の課税ベースに取り込むべきとの主張が従前より存在する。」<sup>31</sup>という意見がある。

30 金子宏「総論-消費税制度の基本的問題点-」日税研論集30号(1995年)7頁。

<sup>28</sup> 大島隆夫=木村剛志『消費税法の考え方・読み方(5訂版)』(税務経理協会・2010年)47頁。

<sup>29</sup> 税制調査会「税制改革についての中間答申」(昭和63年4月)44頁。

<sup>31</sup> 篠原克岳「金融取引に係る消費税の取扱いについて」税大論叢86号(2016年)318頁。

税のカスケードや自家調達バイアスの問題を解決するため、保険料に消費税を課すことは理論上の障害はないとして、保険取引に対して課税を行うにはどのような方法が考えられるだろうか。この点、消費税は付加価値に対して課税するものであると考えられることから保険会社の付加価値とは何かを考える必要がある。

#### ② 保険会社の付加価値

保険法2条1号では保険契約について「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付(生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあっては、金銭の支払に限る。)を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料(共済掛金を含む。)を支払うことを約する契約をいう。」と定めている。このことから「金銭が、保険会社を経由して、保険料支払者から保険金受領者に流れている。」32ということができ、保険会社は保険契約者から預かった保険積立金の資産運用をしており33、このようにみたとき保険会社は銀行等と同じ金融仲介機関であると言える。

保険会社の収入である保険料は純保険料と付加保険料の総額である。純保険料は収支相等の原則に基づいて保険金の総額と保険料の総額が一致するように設計されている。しかし、純保険料だけでは保険会社の事業を行なっていくことはできないため、運営していくための事業経費が必要となってくる。そのため事業経費の部分を予定事業費率に基づいて保険契約者から徴収している。この部分の保険料が付加保険料である。

純保険料は、保険金との総額が一致するように保険会社によって資金の移転のためにプ ールされる保険料であるため、資産の譲渡等に該当しないことから課税対象外となる。

付加保険料は、保険会社が保険サービスを運営していくための保険料であるため、保険会社の金融仲介機関としてのサービスに対する対価であり、付加価値に該当するものであることから消費税の課税対象になると考えられる。

付加価値に該当するものがあるとすれば、どのように課税していくことが適切であろうか。損害保険の保険取引を課税取引としているニュージーランドやオーストラリアの課税 方式を参考にしながらみていくことにする。

# ③ 課税方式

(a) ニュージーランド方式の課税

ニュージーランドは可能な限り広い物品やサービスを課税対象とするGSTが運用されている。GSTの概要については(1)③(a)の通りである。

<sup>32</sup> 中里実「金融取引(銀行取引・保険取引)・不動産取引に対する消費税の課税」日税研論集 30 号(1995年) 270 頁。

<sup>33</sup> 鹿野嘉昭『日本の金融制度〔第3版〕』(東洋経済新報社・2013年)476頁。

ニュージーランドでは生命保険と損害保険で取扱いが異なり、生命保険は金融サービスに分類され、前述のように、一定の事業者間取引には0%税率が適用される。損害保険については金融の仲介ではないという損害保険業界の主張などがあり、損害保険の保険料は課税ベースに含まれる。つまり、損害保険料について、保険会社は保険料に係る税額を納税し、保険料を支払うGST登録者は、保険料に課税された税額の控除を行い、非登録者や消費者は税負担が生じるということになる。また、損害保険金については、GST登録者が保険金を受け取った場合、みなし供給の規定により課税ベースに含められる。ただし、代替資産の購入により相殺されるため、実質的に負担はない。非登録者や消費者が受け取った場合は、課税されない。保険会社では、保険金の支払先が登録者であるか非登録者や消費者であるかに関わらず、支払った保険金について税額控除が可能であり、このときの計算方式はアカウント方式が用いられる³4。

## (b) オーストラリア方式の課税

オーストラリアもニュージーランドと同様にGSTが運用されており損害保険料を課税対象としている。保険金については一定の範囲で税額控除を認めている。しかし、ニュージーランドと異なり「原則として、保険会社は、オーストラリアGST法78条のDAM(Decreasing Adjustment Model:減額調整モデル)に基づいた請求に対する支払いについてインプット税額控除が認められる。保険会社の税額控除は、支払った保険金のうちのGST部分について被保険者が資金負担をした部分である。」 $^{35}$ とされている。

## ④ まとめ

前述のように保険料には保険会社の運営費用を賄うための付加保険料が含まれる。この 付加保険料は消費税の課税対象と考えることができるが、保険会社は保険料の内訳を一般 に開示しておらず、またこれを明確にするための計算方法もない。

理論的な課税方式としては、金融取引で触れたキャッシュフロー方式や修正リバースチャージ方式というものもあるが、これらの方法はいずれも付加保険料を概算的に計算したものや理論上解決したものに過ぎず、一般消費者や事業者の納得を得られるものではないだろう。

実際に損害保険料を課税取引として運用されているニュージーランドやオーストラリアの課税方式は、参考となるべき点はあるものの、保険料支払者が最終消費者の場合に過

<sup>34</sup> 辻美枝「保険取引への消費課税ーニュージーランドの制度との比較からー」税法学 565 号 (2011年) 157-158 頁参照、沼田博幸「保険取引に対する消費課税についてー損害保険に対する課税を中心としてー」会計論叢 6 号(2011年) 35-37 頁参照。

<sup>35</sup> 沼田博幸「保険取引に対する消費課税について-損害保険に対する課税を中心として-」会計論叢 6 号(2011年)38 頁。

大課税ではないかとの懸念がある。

また、生命保険と損害保険のリスクに対する安心感や安全という付加価値に共通の具体的な役割は被保険者の経済的損失の回復である。しかし、生命保険は契約当初から保険金の額若しくは支給方法が決まっているのに対し、損害保険は実際の損害によって保険金の額が違ってくる。さらに、生命保険は投資的要素の強い商品もあることから同じ付加保険料であっても課税方法には異なる考え方が必要となる可能性がある。

このように保険取引には課税対象となるべき付加価値部分があるものの、金融取引同様、 課税技術上の難しさから、非課税とされているのである。課税になじまない、というべき ものではない。技術的な困難はあっても、税制を取り巻く環境は常に変化しており、付加 価値の存在がある以上、適正な課税を検討していくことが必要であろう。

## (3) 不動産取引(土地の譲渡・貸付)における非課税の妥当性

# ① 土地消費の本質

現行制度では「土地は減価しない」という前提に立ち、その譲渡は「性質上消費税になじまないとの理由から非課税」、あるいは「消費に課税するという税の性格上課税しない」との説明がなされている。では、そもそも土地取引(譲渡・貸付)の性質はどのように理解されるべきなのだろうか。土地は、建物や機械・設備とは違い、使用や時間的経過によって「摩耗・減耗しない」資産であると一般的には理解されている。しかし、「摩耗・減耗しない」貴金属類については消費税の課税対象とされている。従って、非償却資産であっても消費税の課税対象となっている物がある以上、土地についても「使用によって摩耗・減耗しない」という理由のみで消費税の課税になじまないとは言えないのではないだろうか。

また、土地は本当に消費しないのだろうか。土地は確かに、食べ物のように直ちには無くならない。被服等のように流行などに左右されることもない。しかし、長い年月で考えた場合、価格の変動がある。例えば、地下鉄や高速道路の用地として利用されることが決定する等の理由により、著しく土地の価格は上昇する。他方で、経済状況の変動等の理由により、また、地域経済の停滞や過疎化等の理由により、土地の価格が下落することもある。人災・天災等による地価下落もあるだろう。さらに、土盛や定期的なメンテナンスをしないと価値を維持することができないという意味でも、土地は消費しないとはいえないのではないだろうか。

## ② 土地取引 (譲渡・貸付) の本質

土地が何らかの用途に利用されている限り、それは「消費」である。土地が「摩耗・減耗しない」という前提に立ったとしても、土地利用によって得られる利便性価値の移転こ

そ「消費」と捉えるべきではないだろうか。従って、土地取引(譲渡・貸付)にも消費税は課されるべきであると考える。さらに、わが国の消費税の主体系は「消費」に着目していると言われているが、その実は諸外国と同様の「付加価値」にあるのではないだろうか。すなわち、材料を仕入れ、製造加工して販売した段階で認識される付加価値、サービスの提供の際に認識される付加価値を加味した最終消費支出に対して消費税の負担がある。渡辺智之教授が指摘するように「土地が何らかの用途に利用されている限り、それが消費者による利用であれば消費が行われており、事業者による利用であっても最終消費のための中間生産物を生産する手段になっている」36。従って、土地についても建物や機械等のように付加価値を生み出す本質的価値がある。「土地が事業ー例えば工場敷地として製造業のために使われている場合を考えてみると、土地の利用は製品という新しい経済価値の創出に役立つ。」37と金子宏名誉教授が指摘する通り、土地取引(譲渡・貸付)についても消費税を課すべきである。

従って、このような価値を持つ土地の利用を広義のサービスとして捉えるならば、土地の購入・賃借にかかる支出について仕入税額控除を行う事については理論上の障害は全くない。また、「土地は人が創り出した生産要素ではないという意味で本源的価値を持つといえるが、同時に土地は有利なサービスを生み出している。私たちは土地が生み出すサービスを利用している。したがって土地は、耐久消費財の取り扱い同様に整理することが可能である。土地から得られるサービスのフローの対価が地代または土地の賃借料となる。将来にわたるこれらの割引現在価値の総和が『土地の価値』にほかならない。」38と知原信良教授は指摘する。以上の観点より、土地取引(譲渡・貸付)についても消費税の課税対象とすべきであろう。

#### ④ まとめ

上記の通り、土地取引(譲渡・貸付)については全て消費税を課税する、と小括したい。 ここで最後に、土地の譲渡を例に取引形態を事業者及び一般消費者に分類し、整理する。

	買い手	売り手
A	事業者	事業者
В	事業者	一般消費者
С	一般消費者	事業者
D	一般消費者	一般消費者

<sup>36</sup> 渡辺智之「家族の消費と租税-付加価値税における不動産と保険の取り扱いを中心に」中里実ほか編 『現代租税法講座 第2巻』 (日本評論社・2017年) 78 頁。

19

<sup>37</sup> 金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』(有斐閣・2010年)380頁。

<sup>38</sup> 知原信良「消費税と不動産取引」論究ジュリスト 10 号 (2014年) 202 頁。

取引形態については上記AからDに分類される。取引形態Aの場合は両者とも事業者のため、消費税を国に納税することについて何ら問題はないだろう。取引形態Bについては売り手側が一般消費者のため、買い手側は消費税込の金額で購入するのみで、最終的に消費税を国に納税することはできない。現行消費税法は仕入税額控除を帳簿方式によって行っているため、事業者は仕入れた土地について仕入税額控除ができる。一般消費者は事業者として事業を行っているわけではないので、消費税は対象外となろう。取引形態Cについては、従来の一般消費と同様に通常店舗で何らかの消耗品を購入するのと同様の取引形態と考えられ、一般消費者が消費税を負担し、事業者が当該消費税を国に納税することについて問題はないだろう。取引形態Dについては両者とも一般消費者のため、消費税は対象外となる。

土地の譲渡は、一般消費者が供給者になることが多い取引であり、現行帳簿方式では買い手となる事業者において仕入税額控除が可能となる点が問題となりうる。この点は、今後インボイスの導入が進めば、問題の解消に繋がるだろう。

## 2 政策的配慮のもの

# (1) 医療における非課税の妥当性

## ① 医療提供の非課税の現状と問題点

平成元年4月1日の消費税導入時より、社会保険診療等サービスの提供に係る消費税については非課税となっている。この取り扱いは社会政策的配慮とされており、医療、福祉等サービスについては、所得の大小と関係がなく、患者等サービス利用者の負担が生じないことが望ましいという理由で非課税とされたものである。神戸地裁平成24年11月27日判決によれば、社会保険診療について消費税が非課税とされた立法趣旨・目的は、専ら社会保険診療等に係る患者の費用負担の抑制を図る点にあるとされている。さらに導入時に日本医師会は、社会保険診療が国民の生命と生活に関わるものであることを理由にそれを非課税取引とすることを積極的に要求していたという事情も、その立法趣旨を裏付けるものとして考えられる39。そのため、医療機関が行う設備投資等については、当該医療機関の課税売上割合に応じた部分に限り仕入税額控除が受けられる。

社会保険診療等を通じて医療機関が受ける診療報酬は、公定価格により決定され、その価格については加算方法が不透明とされながらも仕入消費税額が加味されており、平成元年の消費税導入時には 0.76%、平成 9年の税率が引き上げられた際には 0.77%、そして平成 26年には 1.36%が加算され、結果、現在では合計 2.89%が診療報酬額に加算されるこ

\_

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 安部和彦『消費税の税率構造と仕入税額控除 医療非課税を中心に』(白桃書房・2015 年)53 頁。

ととなっている40。この数値自体の妥当性もさることながら、医療機関が高額医療機器等 の取得をした場合、その取得年度は、当該医療機関がその仕入に係る消費税額を実質的に 負担することになる4。したがって、これが医療機関における控除対象外消費税額として 控除できない事となり、公定価格の引上げ相当分のみの反映に止まることから、実質的に その負担を被ることとなっている。その額は、消費税5%であった2011年において約1兆 円に及ぶ額であったともいわれている<sup>42</sup>。前述した神戸地裁判決は、医療機関による社会 保険診療報酬が非課税取引とされ、当該医療機関の課税売上割合が 95%未満であったため、 課税仕入にかかる消費税額の大部分の仕入税額控除が認められなかったことに関し、消費 税法の仕組みの妥当性について争われた事案である43。判決としては請求棄却となってい るものの、その判旨の中で着目すべき点として、医療法人の負担する仕入税額相当額につ き、厚生労働大臣が診療報酬の改定をすることにより、その公定価格で配慮する義務を負 うとした点にある。つまり、前述した妥当性に疑問の残る公定価格の引上げをその解決策 として挙げていると言える。これについては、「控除対象外消費税額の問題の解決は、基本 的に診療報酬の改定(転嫁)によるべきであるが、仮にそれが困難である場合には、税制 上の措置により対応すべきことを示唆しているものと考えられる。」⁴とした意見もあり、 前述した医療機関による医療機器等を取得した年度による仕入税額控除ができない点に対 しても、大きな問題点を残した判旨ではないかと思われる。

また、診療報酬に消費税分が上乗せされることで、保険者と患者はそれぞれ保険給付、窓口での支払いを通じ消費税を負担している。これは、医療機関の高額医療機器を購入した場合に当てはめて考えてみると、その高額医療機器の恩恵を受けていない患者も、間接的にその医療機関が支払った医療機器に対する消費税の負担者となるケースを意味している。医療機関においても、設備投資に積極的なところもあれば、その逆も然りであり、結果前述した控除対象外消費税額相当額の負担を負っている場合と異なり、公定価格の引上げによって、その手当てが過剰となっている機関もある<sup>45</sup>。その点においても、現状の公定価格引上げのみによる対応には、問題があると考える。

# ② 非課税措置を継続することの妥当性の検討

ここで、諸外国の医療分野における付加価値税の非課税措置について触れておくと、欧州諸国においては非課税とされている国が多い。しかしながら、医療分野について課税し

<sup>40</sup> 品川芳宣「社会保険診療報酬に係る消費税非課税制度のあり方」税研 188 号(2016 年)61 頁。

<sup>41</sup> 品川芳宣「社会保険診療報酬に係る消費税非課税制度のあり方」税研 188 号(2016 年)62 頁。

<sup>42</sup> 西沢和彦「医療に係る消費税の現状とあるべき姿」JRI レビュー9 巻 48 号(2017 年)86 頁。

<sup>43</sup> 神戸地判平成 24 年 11 月 27 日税資 262 号 12097。

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> 安部和彦「社会保険診療報酬等に係る消費税非課税措置とその転嫁」税務弘報 61 巻 10 号 (2013 年) 136 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 西沢和彦「消費税率引上が医療崩壊を加速する!!」DIAMOND online 2012.4.10 (http://diamond.jp/articles/-/17025 [最終確認日:2017年9月21日]) 参照。

ている国もある。シンガポールやニュージーランドでは標準税率による課税、オーストラリアでは0%税率での課税となっている。もっとも、各国により医療制度そのものが異なり、待ち時間の問題から費用がかからない公立病院での受診が難しくなったニュージーランドは全額自己負担を余儀なくされ、またシンガポールではそもそも公的医療制度がないことから自由診療が原則となっている<sup>46</sup>。

高度な医療の実現、及び現状の医療制度を維持するためには、当然ながら医療機関は医療機器等の導入及び更新が必要とされるため、その負担に苦しめられていることが日本経済新聞においても報じられている⁴7。今後税率が引き上げられた場合に、設備投資に係る消費税の問題を解決し、医療機関に対する負担を減らすだけでなく、患者に対する負担も軽減していかなければならない。継続的に続く設備投資以外のモノに係ることであるならともかくとして、高度な医療機器等の高額な設備投資は一時的に行われるものであると考えるならば、その補填を診療報酬の改定のみに頼るのは中立性、公平性の面で問題がある。村井正名誉教授によると、「設備投資型の病院とそうでない病院で税法上の便益についての認識が大きく異なるとすれば、課税か非課税の二分法は、必ずしも実態に適応しておらず、むしろ次善策として、オプション、選択権(Wahlrecht)の可能性を許容するEU方式の導入を考えてもよいのではないだろうか。」⁴8と述べられている。このように、医療機関における非課税が存在することによる問題を解決するためにも、今後、非課税措置の撤廃を含めて、様々な方法について考えるべきではなかろうか。

## (2) 教育における非課税の妥当性

## ① 教育における非課税の現状と問題点

学校教育法に規定する教育関係の取引については、教育が国の基幹制度であることから、 課税取引とすることに国民の理解が得られないと考えられ、非課税取引とされているもの である。

学校教育関係の非課税の範囲については、消費税基本通達6-11-1に記載されている。 具体的には、学校教育法第1条、第124条及び第134条に規定する学校(以下学校等)に よる役務の提供のうち、授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための 試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る 証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものとされている。

-

<sup>46</sup> 安部和彦「医療機関の控除対象外消費税問題への試論」税務弘報 61 巻 5 号(2013 年)141 頁。

<sup>47</sup> 日本経済新聞 2015年11月29日朝刊。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> 村井正「消費税法上の非課税取引は全廃か、課税選択権か―最善策が無理であれば次善策を―」税研 173 号 (2014 年) 20 頁。

## ② 非課税とすることの妥当性の検証

## (a) 教育というサービスの性質

学校等が教育として行う役務の提供について非課税となっている理由は、教育が国の基 幹的制度であるという点にあるが、教育については、憲法上次のように定められている。 憲法第26条第1項

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける 権利を有する。

## 憲法第26条第2項

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる 義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

憲法では、全ての国民は教育を受ける権利が有り、また、保護者はその保護する子女に、 教育を受けさせる義務があるとしているのである。また、保護者に資力が無く、その保護 する子女に教育を受けさせることができない場合もあるため、国又は地方自治体が用意し た小学校及び中学校については無償とすることにより、子供たちに基礎的な教育を受ける 機会を保障しているのである<sup>49</sup>。

このように、教育を受けなければならない、つまり教育を受けることが義務であるということは憲法上には書かれておらず、憲法は保護者に、保護している子女が教育を受ける機会を阻害してはならないと言っているのである。

上記を前提とするならば、教育を受けるという選択は自主的な意思によるものということも言えるのではなかろうか。そうした場合、教育も社会に存在する他の一般的なサービスと変わらないものと言えるように思われる。

特に、国が教育を受ける機会を保障し、学費を無償としている学校等(国公立の小中学校)以外の教育については、自ら進んで有償の教育サービスを受けることを選んだものであり、このような場合にまで、授業料等を非課税とする特別な扱いをすることは必要のないものと考えられる。

#### (b) 消費税の負担者

学校等は、非課税取引とされている授業料については、消費税は課されない。他方、設備投資等に係る消費税は仕入税額控除が出来ない。このように、実際のサービスの最終消費者は学校等ではなく学生や生徒であるにも関わらず、結果として学校等がサービスの最終消費者と同様に、消費税の最終負担者となっているのが現状である。また、消費税の税率が上がると、学校等にとっては消費税の負担がさらに増加することとなる。

しかし、学校等の負担という点については、授業料の値上げを行うことで学校等の消費

<sup>49</sup> 教育基本法5条4項「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。」

税負担を回避することができるとの話もある。大学授業料の推移については、消費税の増税が行われていない年度においても毎年のように授業料が増加する傾向があり、また消費税の導入された平成元年から平成 16 年までの授業料の上げ幅は、国立大学で 53.4%、私立大学で 43.4%というように大幅な授業料の値上げが生じている<sup>50</sup>。ただ、授業料が上昇している理由には、提供する教育サービスの充実による部分もあるかもしれないが、その値上げした授業料の内訳として、教育サービスの充実のために設備投資等に支出した消費税部分に対応する金額が含まれていないとは言えないと考えられる。授業料の値上げ部分に消費税相当額が含まれているのであれば、結局、消費税を最終負担しているのは学生や生徒ということになり、授業料を非課税としていることに意味は無いものと言える。

# (c) まとめ

教育も他の一般的なサービスと同様に自主的に受けるものとした場合、それらに差はないと考えることもできるため、消費税を課税することに一考の余地があるのではなかろうか。

また、授業料の値上げ状況から授業料自体に消費税が付加されている可能性が考えられ、 授業料等を非課税とする現制度は形骸化している可能性がある。

消費税は、サービスを消費する者が実際に負担することがあるべき姿であり、非課税とすることは、その必要性が無いだけでなく、消費税の制度を複雑化させているため望ましくない制度と考える。

#### (3) 住宅の貸付けにおける非課税の妥当性

#### ① 住宅の貸付けの非課税の現状と問題点

昭和 63 年 12 月 24 日、消費税の創設を含む税制改革関連 6 法案が成立し、平成元年 4 月より導入された消費税においては、当初非課税取引は、その性格上課税の対象になじまないものと、社会政策的配慮に基づくものとして「医療・福祉・教育の一部」に限定されていた。しかし、平成 3 年の消費税の改正において、いわゆる逆進性の緩和の一環として、社会福祉事業として行われる資産の譲渡等などに加えて、住宅の貸付けを新たに非課税とすることとされた。

付加価値税である消費税は、所得の捕捉が不完全となりがちな所得税制を補完する税制 として誕生した一面がある。そのため、本来ならば消費税は例外措置(非課税項目)を設 けることは、「負担の公平の確保」という観点から避けられるべきであったが、住宅の貸付

-

<sup>50</sup> 文部科学省「国立大学と私立大学の授業料等の推移」

<sup>(</sup>http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/kokuritu/005/gijiroku/attach/1386502.htm [最終確認日: 2017年9月17日]) 参照。

けについては、現在「特別の政策的配慮から非課税とされている。」<sup>51</sup>という理由により非 課税取引とされている。

諸外国においても、付加価値税の非課税規定は限定的であり、住宅の貸付けはアメリカ他EU加盟国のほとんどの国で非課税となっているが、例外としてオーストリアとルクセンブルクでは軽減税率を使用して低税率となっている。

また、諸外国における住宅の売買にかかる消費税については、新築住宅と中古住宅という区分により課税・非課税と区分することが一般的である。不動産を土地と建物に分けてその取り扱いを区分しているのは日本独特であり、日本では、新築住宅・中古住宅を問わず、建物については耐久消費財という観点から課税となっている。

そもそも住宅の貸付けが非課税の対象となったのは、消費税導入時にそれが課税対象であったのに対して、同じ住宅サービスが消費されているにも関わらず、持家については家賃という形での明示的な現金支払いがないことから消費税が課税されないという不公平感の是正のためになされたものである<sup>52</sup>。消費税導入時に耐久消費財への消費税の課税については、耐久消費財から何年かにわたって得られるサービスの対価としての減少する現在価値に対する課税であり、これにより消費税が前納されるとされていた<sup>53</sup>。つまり視点を将来に移した場合、新築住宅の売買に対し付加価値税を課することと、住宅の貸付けにおける毎月の家賃に付加価値税を課することは、新築住宅の売買代金の分割払いであるとも考えられるため、両者は同義であると言えるのではなかろうか。従って、住宅の貸付けだけ非課税としている現状は、非課税取引の存在理由(社会政策上の理由)にそぐわないし不公正とも考えられる。

さらに、付加価値税の性質をもつ消費税では、課税売上に対する課税仕入れが仕入税額 控除の対象となる。ここでいう課税売上は0%税率である免税売上は含まれるが、非課税 売上は含まれず、それに対する課税仕入れである住宅の貸付けは、仕入税額控除は認めら れない。そのため、税の累積が生じているのも現状である。

## ② 非課税とすることの妥当性の検証

これからの住宅の貸付けの非課税の可否については、上記2つの現状の問題点から考えていきたい。まず、住宅の貸付けが非課税となっていることは、いわゆる持家が課税とされていることによる持家居住人と、非課税である賃貸居住人との将来的な水平的公平性が保たれていないことである。したがって、住宅の売買が課税となっている現在の消費税法から考えると、住宅の貸付けにかかる非課税の措置は、課税の公平性の観点から不要と考えられえる。

52 野口悠紀雄「消費税における非課税措置について」税研20号(1988年)7頁。

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> 金子宏『租税法〔第 22 版〕』(弘文堂・2017 年) 742 頁。

<sup>53</sup> 野口悠紀雄「消費税における非課税措置について」税研20号(1988年)8頁。

また、これからの住宅の貸付けにかかる非課税の措置を不要と結論付けるためには、住宅の貸付けが、仕入税額控除を行うことになった際に、価格への転嫁が可能かどうかである。住宅の貸付けは、サービス内容について公共性が薄く、価格の決定に公的介入の必要性が乏しいと考えられる。そのため、住宅の貸付けにおける家賃には、比較的容易に価格への転嫁が可能であり、住宅の貸付けに付加価値税を課すことは、技術的な困難はないと言える。

#### (4) 小括

住宅、医療、教育の3点から社会政策等の特別の政策的配慮により消費税が非課税とされているものについて述べてきたが、前述した3点については、少なからず非課税措置とされているが故の問題点が見受けられた。医療、教育においては、設備投資に対する控除対象外消費税額等についての中立性、公平性の問題、そして住宅においては、持家居住人と賃貸居住人との間での公平性の問題である。

上記以外にも、例えば身体障害者用物品についても、一定のものについて、その購入及び販売は非課税とされているが、修理については、仮に非課税取引とされているものについて行ったとしても課税取引とされる場合がある。身体障害者用物品について非課税取引と認められる修理は、「平成3年厚生省告示第130号『消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件』第2項の規定により同告示第1項第37号に定められる補助手段及び第38号に定める車いす等昇降装置及び必要な手段の修理」(消基通6一10—4)に限られている。したがって、これらの物品を扱う事業者は、販売時に消費税が非課税であることから、前述した部分の修理以外の修理については、仕入税額控除の規定の適用が受けることができないため、事業者がその負担を強いられており、これも医療や教育と同様の中立性と公平性に問題を含んだケースである。

このように非課税措置が存在することで消費税法自体が非常に複雑化し、さらに税率が 引上げられた現在においては、仕入税額控除ができないことから、価格転嫁による対応を 考慮しなくてはならない、もしくは転嫁すらできず、事業者が実質的にその税額を負担せ ざるを得ないような中立性に問題のあるケースも露呈してきている。わが国の消費税は、 「課税の対象から除外される物品やサービスの範囲をできるだけ限定した方が、①制度が 簡素となり、また、②税制の消費中立性が維持されるのみでなく、③低い税率で所要の税 収を確保しうる」54とされていることからも、非課税とされるものは極力ない方が望まし い。この点について、「社会政策的配慮は、非課税あるいは軽減税率といったように消費税

26

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> 金子宏『租税法〔第 19 版〕』(弘文堂・2014 年) 638 頁-639 頁参照。

そのもので対応するよりは、カナダのGSTクレジットのように他の税制あるいは社会保障制度を通じた方が効率的である。」<sup>55</sup>といった意見もある。

ここで、非課税取引に代わりうる方法としてゼロ税率について考察してみる。我が国に おいては、輸出取引という限られた部分においてゼロ税率が採用されているのみである。 しかし、オーストラリアのGSTでは、これまでにも述べた通り、医療や、一部ではある が金融、食料品等についてゼロ税率が採用されている。ゼロ税率と非課税取引を比較した 場合、ゼロ税率のメリットは多いものと思われる。事業者においては、非課税取引が仕入 税額控除を遮断し、累積された消費税が価格に織り込まれる可能性があることをその問題 点とされていたが、ゼロ税率は事業者において前段階までに累積された仕入税額を控除す ることができる。また、消費者においてもゼロ税率により、事業者に累積された消費税が 発生しないことから、その消費税額相当額が価格に転嫁されることがないという点もその メリットといえる。仕入税額控除による前段階控除が認められることで、累積された消費 税が排除され、結果としてこれらの問題は解決することが可能となる。さらに事務負担の 面からも、大幅にその負担は軽減されることもそのメリットといえる。現行の消費税法で は個別対応方式の場合、売上を課税、非課税、不課税に区分し、経費もその売上に紐づけ し、課税売上にのみ要するもの、非課税売り上げにのみ要するもの、課税売上と非課税売 り上げに共通して要するものとそれぞれ区分して消費税額を算定する必要があったが、現 状の非課税取引がゼロ税率となった際には、これらの区分は不要となる。「非課税をゼロ税 率に置き換えると、隠れた税負担が解消されるとともに、制度の簡素化が劇的に進むこと になる。」56とする指摘があることからも、ゼロ税率が導入された場合のメリットは大きい ことがわかる。

ただし、ゼロ税率の導入は当然ながらデメリットもある。日本の消費税の長所として低税率かつ単一税率である点が挙げられる。しかし、「ゼロ税率は、その分野における付加価値税の税収調達機能を無力化し、税収に大きな打撃を与えるから、隘路を開く可能性はほとんどないと考えられる。」 57とされており、財源の維持といった面からも現状の低税率の維持が困難となる可能性もある。しかしながら、この点においてオーストラリアではゼロ税率が先述した通り、国内取引に導入されながらも 10%の標準税率が維持されている。したがって、ゼロ税率の導入は税収面に与える影響はもちろんあるものと思われるが、それによって我が国の消費税制の長所である低税率かつ単一税率が崩壊するわけではないともいえる。ただし、ゼロ税率は究極の軽減税率ということもでき、西山由美教授によれば「ひとたび導入した軽減税率とその適用項目の廃止は、ほぼ不可能である。」 58という指摘から

\_

<sup>55</sup> 西沢和彦「医療に係る消費税の現状とあるべき姿」JRI レビュー9 巻 48 号 (2017年) 95 頁。

<sup>56</sup> 金井恵美子「税率構造―軽減税率の法制化を踏まえて」日税研論集 70 号 (2017 年) 452 頁

<sup>57</sup> 金井恵美子「税率構造-軽減税率の法制化を踏まえて」日税研論集70号(2017年)452頁

<sup>58</sup> 西山由美「消費税の税率構造とインボイスー伝統的消費税と現代的消費税からの示唆」税理 59 巻 5 号 (2016 年) 8 頁

も、当然ながらその導入は慎重にすべきものであろう。

消費税導入時と現在では、税率も含めたうえで消費税法そのものが変わってきている。また、税率について述べるならば、平成 31 年 10 月には 10%への引上げも予定されており、控除対象外消費税額等の損税の問題はより拡大するものと思われる。よって、これらの政策的配慮に基づき非課税とされているものについては、全て非課税措置の廃止も踏まえた上で、再考する余地があるのではなかろうか。

#### IV 総括

消費税における非課税取引の問題は、冒頭で掲げた二つの問題、「消費税とは何に対する 課税なのか」という問題と、「仕入税額控除」の問題を正確に整理する必要がある。ここで 改めて整理し、非課税取引の存在意義を検討する。それらを踏まえた上で、消費税の中立 性、簡素性を高め、国民からの信頼性、制度の透明性を向上させるにはどうしていくべき なのか。消費税における公平とは何か。消費税が確固たる基幹税としてあり続けるために は、どのような制度でなければならないかを検討する。

まずは一つ目の問題、「消費税とは何に対する課税なのか」という問題を整理する。消費 税は消費者の消費支出に課税することを目的として導入された税制である。しかし、条文 には「消費者」という概念も「消費支出」という概念も存在しておらず、納税義務者は消 費者ではなく事業者である。消費税は文字通り、消費に薄く広く公平に課税することを目 的とした税制であるが、最終消費者の消費時期を特定することは非常に困難である。それ 故に消費税は、「消費」を推定させる消費者の「消費支出」に対して課税する方法を用いた のである。すなわち消費税は、個人の消費支出に対する課税額を事業者が行う日々の経済 活動の中から抽出した近似値を用いて算出しようとする徴収システムであると言える。日 本の消費税は、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に対して課税され、事業者は仕入れ 段階で負担した税額を仕入税額控除により取り戻す付加価値税の仕組みを採用している。 転嫁と税額控除を繰り返すことによって、税の累積を排除して、最終的に消費者に税を負 担してもらうことを想定した徴収システムなのである。付加価値とは、事業が国民経済に 新たに付加した価値のことである59。つまり消費税は、国民経済の中で事業者が生み出す 付加価値に対して課税することが消費者の消費支出に対する課税額に理論的には一番近い と想定された税制であり、そのような徴収システムの仕組みで事業者に税を課している税 制なのである。

次に二つ目の問題、「仕入税額控除」の問題を整理する。消費税における中立原則は、最終消費者に至るまでの各取引段階において、消費税が事業者に費用にも利益にもなることなく、最終消費者に転嫁されることが求められている<sup>60</sup>。また徴収システムの仕組みで事業者に税を課している訳であるから、事業者に過大な事務負担があってもいけないのである。しかし、現実は事業者に税負担や事務負担が生じており、その原因の最たるものが非課税取引の存在である。検討してきたように、非課税取引が存在することにより、消費税の根幹である仕入税額控除が遮断されるのである。それにより事業者に過大な税を負担させる一方で消費者の税負担は過少となるといった問題を生じさせている。また税制が複雑になり、事業者のコンプライアンスコストを上昇させ、税制の歪みの問題を増幅させてい

<sup>59</sup> 金子宏『租税法〔第22版〕』 (弘文堂・2017年) 726頁。

<sup>60</sup> 西山由美「消費課税」中里実ほか編『現代租税法講座 第4巻』(日本評論社・2017年)405 頁

る。税率の引上げ、複数税率の導入等が予定通り実施されれば、これらの問題はますます 増幅するであろう。

これら二つの問題を改めて整理すると、非課税取引の存在が様々な問題の根源となっている。消費税の中立性、簡素性を高めるには、非課税取引を含め特例規定を全て撤廃するか、もしくは極力縮減することが望ましい。それが消費税制の性格として求められる中立性、簡素性を最も高めることになるのであり理想である。

日本税理士会連合会の平成30年度税制改正に関する建議書にも取り上げられているが、政策的な配慮に基づくものは、政策的な理由で非課税としているのだから、消費税の非課税取引からは除外し、消費税法でなく別の政策で配慮すべきであり対処すべきと考える。しかし性格上課税対象とすることになじみにくいものの対処は困難である。それは「性格上課税対象とすることになじみにくいもの」が何を意味するのかが明らかではないらである。「なじみにくい」とは、現行法の仕組みでは課税することが難しい取引であることではないか。その取引の一つは仕入税額控除をインボイス方式ではなく、帳簿方式で行っていることによる取引であり、もう一つは金融取引や保険取引などのように、実質は消費税になじまない性格なのではなく課税すべき対価の額の算出が非常に困難な取引である。帳簿方式であることにより難しくなっている取引については、今後インボイス方式が導入されることにより解決は出来るだろう。しかし課税すべき対価の額の算出が非常に困難な取引については、実際に課税しようとすれば事業者に必要以上の情報開示等を求めるか、必要以上の事務負担を課すことになる。そのため現行法の仕組みでは、理想とする課税体系を構築するには限界があるのである。

非課税取引の存在意義とは、昭和 53 年の税制調査会「一般消費税特別部会報告」の中でも示唆されているように、本来は課税対象になるが徴収技術上の観点から課税することを断念し、その代わりに前段階控除を否定し実質的に課税すること<sup>62</sup>ではなかろうか。すなわち、これは隠された課税取引と言えるのではないか。

そうであるならば、導入当時では原理原則の仕組みを適用することに困難であった取引であったとしても、技術的に課税することが可能になるのであれば課税取引にすべきである。しかし現行法において原理原則の仕組みを適用することが、どうしても困難な場合には、次の二つの対応を選択するしかないと考える。一つは原理原則とは異なる別の課税の仕組みを作ること、もう一つは非課税項目を技術的に可能な限り縮減した上で残すことである。これらを国民にどう正しく納得してもらうべきであろうか。

消費税制における公平とは何か。それは「フェアネス」の概念ではなかろうか。「フェアネス」とは、「公平原則」とは異なり制度そのものに対する信頼をいう<sup>63</sup>。「公平原則」はあ

<sup>61</sup> 谷口勢津夫「課税対象取引―納税義務者の検討も含めて」日税研論集70号(2017年)235頁

<sup>62</sup> 三木義一「非課税取引とゼロ税率」日税研論集30号(1995年)213頁参照。

<sup>63</sup> 西山由美「仕入税額控除」日税研論集70号(2017年)497頁。

る制度のもとでの、一方と他方との合理的なバランスを重視するが、「フェアネス」は、ある制度に対しての納税者や担税者となる国民の理解を得ることを重視する。つまりこれらは「視点」が違うのである。「公平原則」は、応能負担の原則に基づく立法時の公平、法令の適用における公平というように、「視点」は「国家」からの視点が原則であるのに対し、「フェアネスの原則」は、「市民」からの視点が原則である。消費税制における「フェアネス」とは、特例規定が存在するかしないか、税率が高いか低いか、という観点ではなく、国民がいかに税制に対する信頼感を持てるかである。消費税の担税者は最終消費者であるが、最終消費者はその法的権利が保障されているわけではなく、その税負担を他者との比較において自ら法的にコントロールすることはできない。最終消費者は、その制度に信頼を置くことによって受け入れるのである $^{64}$ 。また消費税は間接税であり、税の負担者と納税義務者は異なり事業者が納税義務者となるため、事業者からの信頼も必要不可欠である。非課税取引は縮減していくべきであるが、事業者から制度に対する信頼を得るには非課税取引がもたらす弊害の大きさと、その対応のために要する事業者の執行コスト、コンプライアンスコストの大きさとを比較検討して、総合的に判断する必要がある。

消費税が国民の理解を得て確固たる基幹税としてあり続けるためには、消費税制が確固 たる基本原則によって支えられ信頼され得る制度にならなければならない。「フェアネス」 の概念は、その重要な要素になると考える。

<sup>64</sup> 西山由美「仕入税額控除」日税研論集70号(2017年)497頁。

#### V おわりに

我々税理士は、税務に関する専門家として租税に関する法令に規定された納税義務の適正 な実現を図ることが使命であって、税法を含め法律を制定するのは本来国会の役割である。 だが税理士法には、税理士会の建議権について、税理士制度だけではなく税務行政その他 租税についても建議することができると定められている。この点は他の士業が自らの士業 制度に関する建議権を認められているだけなのに対して大きく異なるところである。それ 故、納税者が納得し信頼できる税制、制度そのものに信頼がおける税制、それらを提言し ていくことも、我々税理士の重要な役割である。しかし、これらをいくら提言しても、納 税者や担税者となる国民の意識が変わらなければ、それは意味のないことになってしまう。 今の日本は、「国のお金」に対する国民一人一人の意識がかなり低いように思われる。構造 改革と言われているが、本来は政府が主導で行うのではなく、国民主導で改革すべきであ る。それにはまず国民一人一人が、この国がどういう方向を目指すべきなのか、欧州圏の ように保障は手厚いが負担も多い社会を目指すのか、または自己責任型の社会を目指すの か、自分たちはどこまでのことを国に求めるか、ということまで意識して考えなければな らない。国民一人一人が社会に参加しているという意識を持ち、税制の仕組みを正しく理 解し、評価できる知識を身につける必要がある。これは、税金がどのように徴収され、ど のように使われ、そして自分たちがどのように享受できているかをきちんと理解すること である。そういう意識を納税者に根付かせていくことも、我々税理士の重要な役割ではな いであろうか。公正な税制の仕組みになっていると実感が出来て、初めて税金を納得して 支払える。それが「フェアネスの実現」なのである。つまり「フェアネスの実現」には、 国民の意識改革も必要不可欠なのである。

現在のわが国においては行政側に対する納税者・納税義務者からの信頼が不十分である。我々税理士はその調整役になるべきであり、それもまた税理士の使命ではないであろうか。

以上を踏まえると、時代に適した税制の構築を実現するために、消費税を確固たる基幹税として定着させていくべきである。そのためには「フェアネス」の概念に基づいた消費税の制度設計を行う必要がある。

その最も重要な制度設計が「可能な限りの非課税取引の縮減である」と提言する。

# 平成 29 年度 研究部

担当副会長 宮島 富久雄

部 長 水野 雅之

副 部 長 木下 晃良

副 部 長 小島 啓嗣

部 員 安藤 雅康

伊藤 彰朗

伊藤 泰規

大澤 輝高

大林 哲也

北島 淳

小菅 祐介

小林 弘隆

近藤 英仁

後藤 大輔

新開 章

鈴木 恵

津田 亜希

福冨 咲恵

細田 紘輔

増田 英晃

丸山 卓巳

向井 正義

吉岡 生馬

渡辺 誠